

の項において「重量車基準適合車」という。」の取得（第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に

対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

で施行規則で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取

得（第二項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間にに行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

いう。）の範囲内とする。
(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するため必要となる経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
という。)を設置する。

(積立て)
佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」と

平成十九年三月七日

●佐賀県条例第二十七号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成十九年三月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十九年三月一日から適用する。

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第二十八号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

例

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成六年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「ポスター」を「ポスター等」に改める。

第一条中「第一百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「並びに法第一百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加える。

第十二条中「及び第九条」を「第九条及び第十三条」に改め、同条を第十一条とし、第十二条を第十五条とする。

佐賀県 知事 古川 康

第十条中「第七条」を「第十一條」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「第七条後段」を「第十一條後段」に改め、同条を第十三条とし、第八条を第十二条とする。

第七条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十二条とし、第六条の次に次の四条を加える。

（ビラの作成の公営）

第七条 候補者（佐賀県知事の選挙における候補者に限る。）は、第十条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者の間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費の支払）

第九条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第一百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十

八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

(ビラの作成の公費の負担の限度額)

第十条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参考資料

改 正 後	改 正 前
佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例	佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例
公営に関する条例	公営に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十一年法律第二百号。以下「法」という。）第百四十二条第一項、第百四十二条第二項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第二百四十二条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第二百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第二百四十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十一年法律第二百号。以下「法」という。）第百四十二条第一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第二百四十二条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第二百四十三条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(ビラの作成の公営)

第七条 候補者（佐賀県知事の選挙における候補者に限る。）は、第十条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができます。この場合においては、第二条ただし書きの規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費の支払)

第九条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする

者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価

(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内の二条第一項第三号に定める枚数の範囲内の中であることにつき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（ボスターの作成の公営）
得た金額とする。

（ボスターの作成の公営）

第十一條 候補者は、第十四条に定める額の範囲内で、ボスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第十二条 略

（ボスターの作成の公費の支払）

第十三条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるボスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたボスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ボスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区（佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるボスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることをついて、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ボスターの作成を業とする者から請求に基づき、当該ボスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ボスターの作成の公営）

第七條 候補者は、第十条に定める額の範囲内で、ボスターを無料で作成することができます。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第八条 略

（ボスターの作成の公費の支払）

第九條 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるボスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたボスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ボスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区（佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるボスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることをつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ボスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ボスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十條 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十一条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十二条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十三条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十四条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

（ビラの作成の公費の負担の限度額）

第十五条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて

(ボスターの作成の公費負担の限度額)

第十四条 第十一条の規定によりボスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にボスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるボスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

(ボスターの作成の公費負担の限度額)

第十一条 第七条の規定によりボスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にボスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるボスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

第十五条 略

(委任)
第十六条 この条例に規定するもののほか、

第四条、第九条及び第十三条の支払の請求の手続その他のこの条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

第十二条 略

(委任)
第十三条 この条例に規定するもののほか、

第四条及び第九条の支払の請求の手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月五日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷日